

危険ドラッグ

国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所

薬物依存研究部長 和田 清

●わが国では3回目の「脱法ドラッグ」問題●

今年6月に東京・池袋で8人の死傷者を出した「脱法ハーブ」吸引者による自動車運転死傷事故は、世間を震撼とさせました。この「脱法ハーブ」問題は2011年頃より社会問題化していましたが、この池袋事件はその象徴と言っていいでしょう。この7月、国は公募まで行って、呼称を「危険ドラッグ」に変えるまでに至った事実は異例としか言いようがありません。ただし、事の本質は、その「脱法性」にあります。そこで、本解説では「脱法ドラッグ」と呼ばせていただきます。

今回の「脱法ハーブ」を中心とする「脱法ドラッグ」問題は、わが国における「脱法ドラッグ」問題としては、3回目の社会問題化であると考えられます。

1回目は、1998年頃から2002年頃に社会問題化した「マジック・マッシュルーム」問題でした。「マジック・マッシュルーム」には、サイロシンやサイロシビンという麻薬成分が含まれています。しかし、キノコの特性として、あるキノコにはサイロシンが10含まれていても、その横に生えているキノコにはサイロシンが全く含まれていないこともあります。そのため、売られているキノコにはサイロシンが含まれていないこともないとは言えず、対応上の難しさがありました。さらに、そのキノコは「観賞用植物」、すなわち、体内に摂取する物ではないという名目で販売されていたため、簡単には規制できないという難しさがありました。そこで、国は、このキノコ自体を「麻薬及び向精神薬取締法」に基づく「麻薬原料植物」と解釈することによって、この「マジック・マッシュルーム」問題を解決しました。

ところが、この問題が解決するのと同じ頃から、今回と本質を同じくする、規制薬物の化学構造の一部を変えることによって、法の網をかいくぐる、2回目の「脱法ドラッグ」問題が発生しました。その当時、問題となった主な「脱法ドラッグ」は、セロトニンの骨格から派生した「トリプタミン系」のもの、MDMAの骨格から派生した「MDMA類縁誘導體」のもの、骨格的にはMDMA類縁誘導體に近いものの、作用的にはセロトニン系に近い「2Cシリーズと呼ばれるフェネチルアミン系」のものでした。最も有名になったものが、「トリ

プタミン系」の5-MeO-DIPTです。

そこで、国は薬事法に「指定薬物」という新たな規制概念を導入し、2006年、問題の「脱法ドラッグ」を「指定薬物」に指定することによって、その製造、販売、販売目的の陳列などを禁止しました。これを契機に、この「脱法ドラッグ」問題は急激になりをひそめ、問題は終息したかに思えました。しかし、この規制には「使うこと」「所持すること」への規制がなかったからでしょうか、いったん収束したかに思えた「脱法ドラッグ」が、「脱法ハーブ」を中心に爆発的に社会問題化し今日に至ったわけです。ただし、「使うこと」「所持すること」も、この4月から規制されております。

●薬物成分が不詳のため何が起こるか分からない●

そもそも、「脱法ハーブ」とは、乾燥植物片に「脱法ドラッグ」を混ぜ込んでパッケージ化したものです。その主成分は元々は大麻の主成分 Δ^9 -THCが作用する「カンナビノイド受容体」に作用する「合成カンナビノイド」と総称される中枢神経抑制薬の一群です。

この「合成カンナビノイド」を含めて、「脱法ドラッグ」とは、麻薬や覚せい剤に優るとも劣らないほどの有害性を持ちながらも、その化学構造式が麻薬や覚せい剤に指定されている薬物とは異なるために法規制を逃れるという、まさに「脱法性」をその特徴に持つ薬物群の総称です。

この「脱法ドラッグ」には、形態上の違いにより、他に「リキッド系」「パウダー系」の計3形態があります。これまでも、現在も、「リキッド系」「パウダー系」には覚せい剤に類似した中枢神経刺激作用のある「カチノン系」と呼ばれる合成薬物が含まれています。これらの薬物は、クスリでもなければ、正規の薬物でもないために、そもそもどのような薬理作用があるのかはわかりません。それ以前に、そもそもそのパッケージにどのような「脱法ドラッグ」が混ぜ込まれているのかがわかりません。したがって、それらを使うとどうなるのかは誰にもわかりません。さらに、同じ銘柄のパッケージでも、半年前の物と現在の物とでは中に入っている薬物成分の均一性がありません。結果的に、ますます何が起きるか分からないと同時に、何が起きても不思議ではありません。さらにやっかいなことには、今回の3回目の社会問題化している「ハーブ系」には、混ぜ込まれている「脱法ドラッグ」が1種類だけということはむしろまれであり、「合成カンナビノイド」のみならず、「カチノン系」までもが混ぜ込まれているのです。いよいよもって、何が起こるか誰にもわかりません。

ある「脱法ドラッグ」を指定薬物に指定することによって法規制しても、その薬物の化学構造の一部を変えた新規の「脱法ドラッグ」が登場するのです。「合成カンナビノイド」の代表格であるJWH-018という薬物が指定薬物に指定されると、その化学構造の一部を変えたJWH-210が登場し、そのJWH-210を指定薬物に指定すると、さらにその化学構造式の一部を変えたAM2201が登場するというような、「いたちごっこ」が続いているのです。

そこで導入された対策が、指定薬物に関する「包括指定」というものです。「合成カンナビノイド」に関しては、代表格のJWH-018の基本骨格を有していれば、その側鎖を変更して

も、すべて「包括的に」指定薬物にするという方法です。これにより、平成25年3月より、約750種類の「合成カンナビノイド」が指定薬物に指定されました。また、平成26年1月からは、「カチノン系」にも包括指定が適用され、約500種類の「カチノン系」薬物が指定薬物に指定されました。

しかし、「脱法ドラッグ」は、「合成カンナビノイド」や「カチノン系」薬物だけではありません。その結果、今日でも、新たな「脱法ドラッグ」使用による事故が後を絶たないのはご存じのとおりです。

●薬物非汚染国の日本だからこそ拡大した「脱法ドラッグ」●

ところで、どうして、「脱法ドラッグ」は爆発的に拡大したのでしょうか。それを理解するためには、わが国の薬物乱用状況を世界的視点から見ることがあります。違法薬物をこれまでに1回でも使ったことのある人の割合を違法薬物生涯経験率といいます。わが国の違法薬物生涯経験率は2.5%です。ところが、アメリカは48.0%であり、イギリスは35.9%、オーストラリアは36.8%なのです。しかも、その割合のほとんどは、大麻の生涯経験率によるものです。要するに、わが国は薬物汚染という視点からは、世界には誇るべき奇跡の非汚染国なのです。

この生涯経験率というものは、薬物の入手可能性の反映でもあります。生涯経験率の高い国では薬物の入手可能性自体も高いといえます。入手可能性の高い国では、何も「脱法ハーブ」など買う必要はありません。大麻そのものが比較的容易に入手できるのです。しかし、わが国ではそうはいきません。そこでヒットしたのが「脱法ドラッグ」だと考えられます。

誰でもすぐに思うでしょう。なぜ迅速に法規制しないのかと。しかし、ある薬物を法規制するためには踏むべき手順があります。まず、その薬物の化学構造式を明らかにする必要があります。同定といいます。次に、その薬物の標品と呼ばれる純粋なその薬物を合成し、この標品を用いた各種実験によって、その有害性を証明する必要があります。これらによって、初めて、法規制すべきかどうかの審議に入ることができるのです。さらに、取り締まるためには、この標品を末端の検査機関に供給する必要があります。これら一連の作業には、それ相応の労力と費用を要します。1つの新規薬物について、これらの作業を行うだけでも、かなりの時間と費用を要します。ところが、わが国では、それ以前に、この一連の作業を行う体制自体が整備されていないのです。

わが国の薬物乱用問題は我々にとっては大変な問題です。しかし、その一方で、世界的には誇れる奇跡なのです。この奇跡を維持するためには、それ相応の対応体制が不可欠です。アメリカには国立薬物乱用研究所があります。ヨーロッパでは薬物および薬物乱用に関する欧州監視センターによる情報の共有化が図られています。しかし、わが国にはそのような体制がありません。「脱法ドラッグ」問題は、まさに日本の誇るべき姿の陰に隠されていた弱点を狙われた問題だととらえることができます。安全はただで手にすることはできません。体制作りこそが喫緊の課題だといえます。